平成２１年（フ）第１５６０号
埼玉県戸田市喜沢２丁目23番地の１　ハイベルゾーネ201号室
債務者　近江谷ゆか
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１７号
埼玉県上尾市柏座１丁目９番18号
債務者　吉田　玲子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３７号
埼玉県新座市北野３丁目17番16号　第二コーポ北野202号室
債務者　浜田　和男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３８号
埼玉県新座市北野３丁目17番16号　第二コーポ北野202号室
債務者　浜田　和子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４４号
埼玉県加須市東栄２丁目７番19号　アルカディア104号、旧住所埼玉県加須市土手１丁目12番３号　903
債務者　福士　浩治
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１７号
埼玉県戸田市中町２丁目11番４号　第三あすなろハウスＨ号室
債務者　山崎美津子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
埼玉県行田市大字埼玉4482番地
債務者　小新井圭二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５２０号
埼玉県羽生市大字下手子林1478番地１
債務者　石坂絵理子（旧姓今田）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５３３号
埼玉県熊谷市永井太田1341番地
債務者　藤中　初枝（旧姓家泉）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５５７号
埼玉県行田市長野２丁目15番11号
債務者　鈴木　尚美（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６４号
埼玉県深谷市東大沼143番地１　ダイアパレス深谷第２―101号
債務者　塚越　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３６６号
千葉県佐倉市土浮692番地
債務者　田辺ひさ子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４４４号
千葉県八街市文違301番地3611
債務者　千葉　一二
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５５号
千葉県成田市並木町136番地37　ドリームハイツヤマサＣ102
債務者　金　　章貴
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４６４号
千葉県佐倉市王子台６丁目42番地10
債務者　浜　　智子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７１号
千葉県印西市浦部617番地７
債務者　板橋　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７２号
千葉県八街市文違301番地1484
債務者　鈴木　忠夫
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第７４８号
川崎市川崎区大島２丁目３番５号みのり荘205、申立時の住所川崎市川崎区渡田新町３丁目２番13号　サニーサイド102号
債務者　山本富士子（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係